

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：鴻巣市下水道事業会計

事業名	公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和56年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	鴻巣市	職員数（H22. 4. 1現在）	11名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	155（21年度）	財政力指数	0.801（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	89.3（21年度）	実質公債費比率（％）	9.2（22年度）
		将来負担比率（％）	30.6（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：鴻巣市、吹上町、川里町] ・3市町統合により職員数を統合前の21人から13人に削減。 ・事務所が3箇所から1箇所に統合されたことによる経費の削減。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	鴻巣市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度
計画策定責任者	鴻巣市長 原口 和久
既存計画との関係	第5次鴻巣市総合振興計画
公表の方法等	議会への報告、鴻巣市ホームページ掲載
基本方針	水洗化の普及促進による居住環境の向上と公共用水域の水質保全を図り、併せて雨水浸水対策により市民の安全安心な生活を確保するため、下水道事業の健全化を促進し経営基盤の強化を図る。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	720,841.8	399,778.4	453,450.6	1,574,070.7
	補償金免除額	118,958.0	82,392.0	126,661.7	328,011.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	49,305.0	132,808.8	384,284.4	566,398.0

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業債	720,842	399,778	453,451	1,574,071
	合 計 (A)	720,842	399,778	453,451	1,574,071
「繰上償還希望額」欄の再掲					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		720,842	399,778	453,451	1,574,071

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
「繰上償還希望額」欄の再掲					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業債	49,305	132,809	384,284	566,398
	合 計 (A)	49,305	132,809	384,284	566,398
「繰上償還希望額」欄の再掲					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		49,305	132,809	384,284	566,398

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分											
財務上の特徴	<p>情報公開の推進及び経営基盤強化等の観点から、平成19年4月から地方公営企業法を適用した。また、平成20年度には、合併後の料金体系統一と併せ経費回収率の向上を目的に料金改定を行った。</p> <p>平成21年度からは、国土交通省の大間地区高規格堤防整備事業に併せ、同地区において西部第3排水区雨水事業、さらに北新宿区画整理事業地内における調整池築造工事を施工しており、安心・安全なまちづくりを目的に浸水被害への対策を強化している状況である。</p> <p>平成22年3月末で、整備率93.5%、普及率75.0%となっている。</p>										
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 636 608 808">課題 ①</td> <td data-bbox="608 636 1450 808"> <p>水洗化率の向上</p> <p>平成22年3月末の水洗化率は90%を超えたが、更なる水洗化を促進していく必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 808 608 981">課題 ②</td> <td data-bbox="608 808 1450 981"> <p>収納率の向上</p> <p>平成20年度からコンビニエンスストアで支払いが可能になった。今後も利用者ニーズの多様化に対応した支払方法が出来るようにすることで収納率の向上を図ることが必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 981 608 1153">課題 ③</td> <td data-bbox="608 981 1450 1153"> <p>サービス供給コストの節減</p> <p>施設の老朽化が進み修繕費の増加が苦慮されるので、計画的な長寿命化対策を行うことが必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1153 608 1326">課題 ④</td> <td data-bbox="608 1153 1450 1326"> <p>資本費負担の軽減</p> <p>過年度発行に係る高利率企業債について、繰上償還及び借換えの制度を活用し、資本費負担を軽減する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1326 608 1485"></td> <td data-bbox="608 1326 1450 1485"></td> </tr> </table>	課題 ①	<p>水洗化率の向上</p> <p>平成22年3月末の水洗化率は90%を超えたが、更なる水洗化を促進していく必要がある。</p>	課題 ②	<p>収納率の向上</p> <p>平成20年度からコンビニエンスストアで支払いが可能になった。今後も利用者ニーズの多様化に対応した支払方法が出来るようにすることで収納率の向上を図ることが必要である。</p>	課題 ③	<p>サービス供給コストの節減</p> <p>施設の老朽化が進み修繕費の増加が苦慮されるので、計画的な長寿命化対策を行うことが必要である。</p>	課題 ④	<p>資本費負担の軽減</p> <p>過年度発行に係る高利率企業債について、繰上償還及び借換えの制度を活用し、資本費負担を軽減する必要がある。</p>		
課題 ①	<p>水洗化率の向上</p> <p>平成22年3月末の水洗化率は90%を超えたが、更なる水洗化を促進していく必要がある。</p>										
課題 ②	<p>収納率の向上</p> <p>平成20年度からコンビニエンスストアで支払いが可能になった。今後も利用者ニーズの多様化に対応した支払方法が出来るようにすることで収納率の向上を図ることが必要である。</p>										
課題 ③	<p>サービス供給コストの節減</p> <p>施設の老朽化が進み修繕費の増加が苦慮されるので、計画的な長寿命化対策を行うことが必要である。</p>										
課題 ④	<p>資本費負担の軽減</p> <p>過年度発行に係る高利率企業債について、繰上償還及び借換えの制度を活用し、資本費負担を軽減する必要がある。</p>										
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成〇年度 (計画前5年度) (決 算)	平成〇年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債			887	512	516	1,613	1,349	1,560	590	594
	資本費平準化債			298	250	265	250	200	100	100	100
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金				123	153	204	295	712	283	244
	4. 他 会 計 負 担 金			92	73	68	53	43	41	43	44
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金			115	64	81	301	433	408	205	210
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金			80	54	60	417	147	50	50	50
	9. そ の 他			1	1	1	2	2	2	2	2
	計 (A)			1,175	827	879	2,590	2,269	2,773	1,173	1,144
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)				100					
	純 計 (A)-(B) (C)			1,175	827	779	2,590	2,269	2,773	1,173	1,144
	1. 建 設 改 良 費			538	438	290	1,573	1,437	1,630	751	762
	うち職員給与費			43	44	37	37	37	38	38	38
	2. 企 業 債 償 還 金			1,324	1,155	1,246	2,059	1,756	2,005	1,254	1,228
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他			1	1	1	4	2	2	2	2
	計 (D)			1,863	1,594	1,537	3,636	3,195	3,637	2,007	1,992
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			688	767	758	1,046	926	864	834	848	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			677	668	682	858	867	812	795	809	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
3. 繰 越 工 事 資 金						100					
4. そ の 他			11	99	76		59	52	39	39	
計 (F)			688	767	758	1,046	926	864	834	848	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)			18,987	18,344	17,614	17,168	16,761	16,316	15,652	15,018	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成〇年度 (計画前5年度) (決 算)	平成〇年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	取 益 的 取 支 分			1,108	1,004	924	892	799	780	759	752
	うち基準内繰入金			114	582	531	575	548	549	544	545
	うち基準外繰入金			994	422	393	317	251	231	215	207
資 本 的 取 支 分	取 支 分			92	196	221	257	338	753	326	288
	うち基準内繰入金			92	74	68	53	43	41	43	44
	うち基準外繰入金				122	153	204	295	712	283	244
合 計				1,200	1,200	1,145	1,149	1,137	1,533	1,085	1,040

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※ (%)	39	43	51	75	76	76	76	76	76	76
資本費 (円又は%)	155	137	137	151	155	152	151	157	154	147
総収支比率(法適用) (%)			103.8	102.5	102.0	101.1	101.1	101.2	101.2	101.3
経常収支比率(法適用) (%)			103.8	102.5	102.0	101.1	101.1	101.2	101.2	101.3
営業収支比率(法適用) (%)			82.7	83.0	81.6	80.3	80.1	79.2	77.8	77.4
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	71.3	72.9								
繰入金比率	収益的収入分 (%)	48.5	45.1	53.0	50.7	47.3	46.0	43.0	42.4	41.5
	うち基準内繰入金 (%)	5.9	5.8	5.5	29.4	27.2	29.6	29.5	29.8	30.0
	うち基準外繰入金 (%)	42.6	39.3	47.5	21.3	20.1	16.3	13.5	12.6	11.4
	資本的収入分 (%)	51.5	30.8	7.8	23.7	28.4	9.9	14.9	27.2	25.2
	うち基準内繰入金 (%)	8.3	7.2	7.8	8.9	8.7	2.0	1.9	1.5	3.8
	うち基準外繰入金 (%)	43.2	23.6	0.0	14.8	19.6	7.9	13.0	25.7	21.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	急激な処理区域の拡大はなく、さらに節水機器の普及や一世帯あたりの人数の減少が予想されることから下水道使用料の大幅な伸びは望めない。未接続世帯への普及促進をしていく。
2 他会計繰入金の見込み	平成24年度に排水機場の撤去を予定しており、一般会計からの繰入金が増額が見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>平成17年10月1日に1市2町(鴻巣市・吹上町・川里町)の合併により、職員が880人になった。合併後10年間で、職員数を約200人削減することを目指している。</p> <p>鴻巣市定員適正化計画(平成18年3月策定)に基づき、職員の削減に取り組んできた結果、平成22年4月1日現在の職員数は計画目標である801人に対し、771人となり、計画を上回る成果を得た。</p> <p>今後においては、第2次鴻巣市定員適正化計画(平成22年6月策定)に基づき、採用の抑制を図るとともに、公務能率を向上することにより、平成27年4月1日現在の目標を700人としている。</p> <p>新市建設計画に基づき、新規採用職員を退職者の1/2、採用上限10人とし、職員数の抑制を図る。</p>
○ 給与のあり方		<p>◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方 平成19年4月給与構造の見直しを実施済み。 地域手当については、国基準である3%を支給済。</p> <p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 鴻巣市定員適正化計画では、サービスの維持向上に留意し、現業部門の委託化を進めるとしている。 なお、今後の技能労務職員の採用計画はない。 また、給与等の見直しに向けた取り組み方針については、平成20年度7月に策定を行い、ホームページにおいて公表済。</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 勸奨退職者に対する退職時特別昇給制度は廃止に向け協議中。</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方 福利厚生事業は、会費(職員の給料月額3/1,000)を主な歳入とする職員親睦会の下、実施している。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	施設の修繕計画を策定し、計画的な修繕を行う。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		現在、ポンプ場の維持管理や清掃作業を民間企業等に委託している。今後も、コストの削減が可能か等を検討しながら実施していく。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		平成20年度に合併後の料金統一と併せ経費回収率の向上を目的に料金改定を行った。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		当初予算、上期・下期財政状況、決算状況及びバランスシートを市広報に掲載し、同じ内容とし町村財政分析表を市ホームページにて公表している。 また、財務書類4表を市広報、市ホームページにて公表済。
○ 行政評価の導入		平成19年度から本格的に行政評価システムを導入し、予算との連携を図り、約1,000事業を33施策に集約、事務事業の効率的な執行、縮小及び削減を実施している。
4 その他	① ② ④	これまでも下水道未接続世帯へのPR活動してきたが、さらに戸別訪問等による普及促進を図り、自主財源の確保に努める。 平成20年度からコンビニエンスストアでの支払いが可能になった。今後は、市税等との収納方法を調整しながら、収納率の向上に努める。 過年度における高利率企業債に係る資本費を軽減させるため、補償金免除繰上償還制度を活用する。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	課題③ 施設の修繕計画を策定し、計画的な修繕を行う。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	課題① 水洗化の促進により、使用料収入の確保が図れることから、戸別訪問等による未接続世帯への普及促進を強化する。 課題② 支払方法を多様化することにより、料金回収率の向上を図る。 課題④ 補償金免除繰上償還を行うことにより、一般会計からの基準外繰出金を抑制する。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	90,508	90,772	90,500	90,713	90,928	91,140		91,214	91,287	91,360		
		A 増減		264	△272	213	213	214		632	74	73	79	220
		水洗便所設置済人口(人)	78,049	80,305	81,746	83,009	83,197	83,393			83,643	83,892	84,233	
		B 増減		2,256	1,441	1,263	188	196		5,344	250	249	341	840
	C 増減	水洗化率(%)	86	88	90	92	92	92			92	92	92	
		0	2	0	0	0	0	0		2	0	0	0	0
	D 増減	有収水量(m)	9,007,807	9,129,064	9,119,878	9,062,430	9,192,982	9,289,473			9,299,780	9,309,082	9,318,394	
		0	121,257	△9,186	△57,448	130,552	96,491	281,666		10,307	9,302	9,312	28,921	
	②	使用料単価(円/㎡)	105	108	112	114	114	114			114	114	114	
		(使用料収入/有収水量)	0	3	4	0	0	0		7	0	0	0	0
	F 増減	料金改定率(%)			14									
		(料金改定実施年度に記入)												
	③	取納率(%)	99	98	98	98	98	98			98	98	98	
		△1	0	0	0	0	0	0		△1	0	0	0	0
④	その他()													
	H 増減													
経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	2,396,898	2,015,601	1,980,449	1,916,500	1,919,276	1,847,553		1,828,856	1,811,476	1,794,098		
		I 増減		△381,297	△35,152	△63,949	2,776	71,723	△408,899	△18,697	△17,380	△17,378	△53,455	
	J 増減	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	26	22	22	21	21	20		20	20	20		
		0	△4	0	△1	0	0	△5		0	0	0	0	
	K 増減	汚水処理原価(円/㎡)	244	210	150	150	150	150		150	150	150		
		(汚水処理経費/有収水量)	0	△34	△60	0	0	0		△25	0	0	0	
L 増減	汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡)	68	63	64	62	64	62		63	63	63			
	(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	0	△5	1	△2	2	△2		1	0	0	1		
⑥	その他()													
	M 増減													
		使用料回収率(%) (E/K×100)	43	51	75	76	76	76		76	76	76		
		累積欠損金比率(%) (実績値)												
		当初計画の目標値												
		延長計画の目標値												
		企業債現在高(百万円)	19,424	19,053	18,694	18,410	18,125	17,772		16,316	15,652	15,018		
		当初計画の目標値												
		延長計画の目標値												
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	955	971	1,098	1,128	1,150	1,181						
		改善効果額		10	141	167	187	208	713					
		①有収水量の増加		10	30	45	60	70	215					
		②使用料の適正化		0	111	122	127	138	498					
	経営の効率化	管理運営費	2,396	2,632	1,980	2,448	2,428	2,384						
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	96	98	141	98	100	102						
		改善効果額		30										
		⑤職員給与費の適正化		98	111	98	100	102						
		維持管理費(上記以外)の適正化()												
		その他⑥(入札方法の変更による落札率の減)												
		改善効果額												
									当初計画改善効果額 合計	713				
									<参考>当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	56				

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
		実質公債費比率	当初計画の目標値											
			(実績値)											
		地方高債現	当初計画の目標値											
			(実績値)											
施 策 初 に 係 る に 改 善 上 効 果 た	1	職員人件費（退職手当を除く。）	6,014	5,965	5,948	5,833	5,735	5,595						
		改善効果額		49	66	181	279	419	994					
	4	行政管理経費（経常的物件費）	4,137	4,137	4,136	4,136	4,135	4,135						
		改善効果額		0	1	1	2	2	6					
									当初計画改善効果額 合計	1,000				
									<参考>当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	28				

施 策 長 に 係 る に 改 善 上 効 果 た	1	職員人件費（退職手当を除く。）				5,574	5,570	5,560		5,550	5,460	5,390	
		改善効果額						4	14	24	114	184	340
			改善効果額										
			改善効果額										

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A	340
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
A + B C	340
Cのうち公営企業会計加算分 D	329
(Dの内訳) 下水道事業会計への加算額	329
〇〇会計への加算額	
C - D	11
<参考>補償金免除額（旧資金運用部資金）	0